

第1回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

平成28年2月8日（月）

安東議長

皆さん、こんにちは。

ただ今、出席議員は12名で地方自治法第113条の定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより、本日をもって招集されました、平成28年第1回 宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会を開会いたします。

議事日程は、お手元に印刷配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者ほか関係者の出席を求めましたので、ご了承をお願いいたします。

日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第2条の規定により、議長において、八番 山本 博文 君、九番 菅 健雄 君を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日一日限りと決定いたしました。

日程第三、諸般の報告を求めます。

岡部事務局長

はい、議長

安東議長

はい、事務局長 岡部 輝明 君

岡部事務局長

皆さま、こんにちは。事務局長の岡部でございます。

平成27年11月定例会から今定例会までの事務報告は、お手元に印刷

岡部事務局長 配布しておりますので、それによりご了承をお願いいたします。

安東議長 日程第四、議員提出議案第一号
宇佐・高田・国東広域事務組合管理者の専決処分指定事項についてを
議題といたします。提案理由の説明を求めます。

斉藤議員 はい、議長

安東議長 はい、五番 斉藤 文博 君

斉藤議員 みなさん改めましてこんにちは。五番の斉藤です。
平成 28 年 2 月第 1 回 宇佐・高田・国東広域事務組合の定例会におい
て、議員提出議案を提案いたします。議員提出議案第 1 号は、「宇佐・高田・
国東広域事務組合管理者の専決処分指定事項について」の件であります
が、これは地方自治法第 292 条において準用する同法第 180 条第 1 項の規定に
より、議会の権限に属する事項について管理者により専決処分ができる事
項を議会の議決により指定するものであります。広域事務組合の事務の運
営上今日的意義を有する事項について指定し、事務の効率性を確保してい
ただく観点から提案をいたします。
なお、専決処分した事項については、同条第 2 項の規定により議会に報告
しなければならないとされております。以上で、提案を終わります。

安東議長 これより議員提出議案第一号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。
（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議員提出議案第一号を採決いたします。お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「なし」の声あり）
ご異議なしと認めます。
よって議員提出議案第一号は原案のとおり可決されました。

安東議長

日程第五、議第一号から議第六号までを一括して上程し、議題といたします。

日程第六、提案理由並びに議案説明についてですが、管理者より「ごみ処理施設建設事業」の進捗状況について報告をしたい、との申し出がありましたので、発言を許可し、そのあとに提案理由の説明を求めます。

管理者

はい、議長

安東議長

はい、管理者 是永 修治君。

管理者

皆さん、こんにちは。管理者の是永でございます。

議長のお許しをいただきましたので、提案理由の説明に入る前に、クリーンセンター(ごみ処理施設)建設に係る進捗状況についてご報告いたします。

まず、建設地である西大堀地区では、組合による生活環境影響測定、いわゆる環境アセスが完了し、調査報告書を今月 4 日まで縦覧に供しました。また、文化財調査については、現在宇佐市教育委員会との協定により現場で発掘作業中であり、年度内に終了する予定であります。

次に、用地取得につきましては、委託している大分県土地開発公社により順次契約交渉が進んでおりますが、相続等により所有権移転のための書類が整わないなど思った以上に時間を要しており、年度内の完了が困難と考えられるため、今議会に改めて当該用地取得に必要な経費をお願いしているところです。

また、クリーンセンターについては前回も申し上げましたとおり、設計・施工・管理を一括して発注するDBO方式を採用することといたしておりますが、1月21日に第3回事業者選定委員会を開催し、事業者選定方式や実施方針、要求水準書などを決定し、4月の公告に向け準備しているところであります。今後とも、宇佐市と役割分担しながら、早期に着工できるよう全力を尽くす所存であります。議員各位のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、議第一号から議第六号の提案理由についてご説明いたします。

議第一号は「平成27年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算(第3号)」(案)でございますが、今回の補正額は2,591万1千円の減額で、

累計予算額は3億7,690万5千円となります。

歳入補正につきましては、市負担金が3,395万3千円の減額、国庫支出金が804万2千円の増額となっております。

歳出補正につきましては、衛生費のうち報償費216万円の増額、旅費が27万円の減額、需用費が64万円の減額、委託料が1億7,303万3千円の減額、使用料及び賃借料が23万円の減額、公有財産購入費に1億6,000万円を計上、負担金補助及び交付金が1,389万8千円の減額であります。主な歳出補正の内容につきましては、報償費の増額は用地取得に関連した訴えの提起に係る弁護士費用によるものであります。委託料の減額及び公有財産購入費の計上は、現在大分県土地開発公社で用地の取得等の業務を進めておりますが、これは単なる業務の委託ではなく用地の取得が主な目的であると考えられることから、この用地取得費を委託料から公有財産購入費へと組み替えることによるものであります。負担金補助及び交付金の減額は、埋蔵文化財発掘本調査の調査面積の減によるものであります。また、大分県土地開発公社との覚書により実施する予定の用地造成業務委託料として、平成28年度までの債務負担行為限度額5,161万3千円を追加致しております。

議第二号は「平成28年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計予算」(案)でございますが、予算総額は5億3,400万円で、前年度より3億3,700万円の増額となっております。

歳入につきましては、市負担金4億7,037万2千円、国庫支出金2,700万円、繰入金3,662万5千円が主なものであります。

歳出につきましては、議会費33万6千円、総務費6,384万4千円、衛生費4億6,757万8千円、予備費224万2千円となっております。総務費のうち備品購入費は、現在2台ある公用車のうち古い1台を買い替えるためのものであります。負担金補助及び交付金は派遣職員の人件費であり、中継施設の建設に伴い職員を1名増員する計画と致しております。衛生費の委託料のうち、「事業者選定に係るアドバイザー業務委託」は、平成27年度からの債務負担行為に係る最終年度分であり、「ごみ処理施設建設用地造成業務委託」は、大分県土地開発公社との覚書に基づき建設用地の造成工事を委託するもの、「水文調査業務委託」は、平成27年度からの債務負担行為の2年目で、建設地周辺の井戸等の水位観測調査等を行うものであります。また、「中継施設基本計画策定業務委託」は、組合が中継施設を整備するための施設基本計画を策定するものであり、「上水道工事委託」は、施設の水源として宇佐市の上水道

を使用する為、宇佐市に水道管の敷設工事を委託するものであります。次に工事請負費は、市道より建設地に進入するための右折レーン等を整備するものであります。公有財産購入費は、施設建設に必要な用地を購入する予定のものであります。負担金補助及び交付金のうち、「地域活性化交付金」は、地元地区を含め15地区に交付するもので、「まちづくり交付金」は、西大堀地区が策定したまちづくり計画に伴い交付するものであり、「文化財調査費負担金」は、埋蔵文化財発掘調査の報告書を作成するためのものであります。

また、「宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設整備事業」として、総額154億2,024万円の継続費を設定して致しております。これは、平成28年度から平成31年度までの施設建設費として必要な経費でございます。

さらに、「宇佐・高田・国東広域ごみ処理施設運営事業」として期間が平成28年度から平成51年度までの限度額143億3,100万円の債務負担行為を設定しております。これは、DBO方式で事業者と契約することとなるため20年間の管理運営費として必要な経費でございます。

議第三号「宇佐・高田・国東広域事務組合情報公開条例の制定について」及び議第四号「宇佐・高田・国東広域事務組合個人情報保護条例の制定について」は、今後事業の進捗に伴い必要と考えられるため、宇佐市の条例を準用する形で制定するものであります。

議第五号「宇佐・高田・国東広域事務組合職員定数条例の一部改正につきまして」は、平成28年度より職員が1名増となることから、同規模一部事務組合の例により定数を改正するものであります。

議第六号は「訴えの提起について」であります。建設用地の用地取得に関し、共有物分割の訴えを提起するものであります。

以上ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

安東議長

以上で提案理由並びに議案の内容についての説明は終わりました。

日程第七、一般質問を議題といたします。

発言の通告書の提出がありませんので、一般質問を終結いたします。

日程第八、これより議案審議にはいります。

議第一号「平成27年度 宇佐・高田・国東広域事務組合会計補正予算（第三号）」を議題といたします。

安東議長

只今の所、発言通告書の提出はございませんが、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議第一号について採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第一号は原案のとおり可決されました。

次に、議第二号、「平成 28 年度宇佐・高田・国東広域事務組合会計予算
について」を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議第二号について採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第二号は原案のとおり可決されました。

次に、議第三号から議第五号までの条例の制定及び一部改正について
を議題と致します。お諮りいたします。

議題三号から議第五号までを一括審議いたしたいと思いますが、これに

安東議長

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第三号から議第五号までを一括審議することに決定いたしました。

これにより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議第三号から議第五号までを採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第三号から五号は、原案のとおり可決されました。

次に、議第六号、「訴えの提起について」を議題といたします。

これにより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結いたします。

これより議第六号について採決いたします。お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって議第六号は、原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしましたので、平成 28 年 第 1 回 宇佐・高田・国東広域事務組合定例会を閉会致します。どうも、ご苦労さまでございました。

以上、会議の顛末を筆記し、その正当なることを認め、ここに署名押印をする。

平成 28 年 2 月 8 日

宇佐・高田・国東広域事務組合議会定例会

議 長 安東 正洋

署名議員 山本 博文

署名議員 菅 健雄